

令和2年度第2回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会

次 第

日 時：令和2年12月8日（火）13時30分～

場 所：恵庭市民会館 2階 大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 報 告

令和2年度 恵庭市5歳児相談について

4. 議 事

①第4次恵庭市保育計画（素案）について

②えにわ障がい福祉プラン（第2期障がい児福祉計画）の策定について

③学童クラブ保護者負担金について（案）

④松恵子どもクラブ運営方針の見直しについて（案）

⑤恵庭市子どもの生活・学習支援事業の拡充について

5. その他

【配布資料】

（資料1）令和2年度 恵庭市5歳児相談について

（資料2・別紙）第4次恵庭市保育計画（素案）について

（資料3、3-1・2・3）えにわ障がい福祉プラン（第2期障がい児福祉計画）の策定について

（資料4）学童クラブ保護者負担金について（案）

（資料5）松恵子どもクラブ運営方針の見直しについて（案）

（資料6）恵庭市子どもの生活・学習支援事業の拡充について

令和2年度 恵庭市5歳児相談について

1. 目的

- (1) 5歳児の成長、発達の確認及び心身の健康の保持増進を図る
- (2) 幼児期(3歳児健診以降)になって顕在化する軽度の発達障害を早期に発見する
- (3) 就学前の子どもの円滑な就学移行を目指す
- (4) 子どもの発達に不安を持つ保護者に対し、安心して相談できる機会とする

2. 実施主体 恵庭市(保健福祉部保健課)

3. 根拠法

- ・母子保健法 第12条及び第13条「健康診査」
- ・発達障害者支援法 第5条「発達障害の早期発見」

4. 開始年度 令和2年度

5. 事業内容

(1) 対象者

- ・恵庭市内に住民票を有する、年度内に5歳になる児(H27.4.2～H28.4.1生)
- ・発達について心配があり、相談を希望するもの(事前申込制)

(2) 日 程 令和2年12月以降 2～3回(各回定員15人程度)

第1回:12月16日(水) 第2回:12月18日(金) 第3回:1月22日(金)

(3) 会 場 恵庭市保健センター えにあす2階

(4) 内 容

- ・身体測定、視力検査
- ・問診
- ・発達相談
- ・小学校就学に関する情報提供

(5) 従事者

- ・(保健課)保健師・栄養士・看護師
- ・(発達支援センター)発達支援指導員
- ・(教育支援課)市教育委員会担当
- ・(外部依頼)臨床心理士

(6) 周 知 対象者に個別通知(5歳児セルフチェック票・問診票等)11/4発送済

第4次恵庭市保育計画（素案）について

1. 第4次恵庭市保育計画について

第4次恵庭市保育計画は、「第2期えにわっこ☆すこやかプラン」を上位計画とし恵庭市が保育施策に取り組むための指針として位置付け、計画期間中において着実な事業の実施が図られるよう、基本的な方向性を定めます。

また、新たに「保育の質の確保向上」、「感染症への対応」、「自然災害や交通安全対策への対応」を盛り込み、安心・安全な保育環境の充実に努めます。

2. 計画の期間

令和3年度～令和7年度の5年間

3. 計画の目標

- 1) 「第2期えにわっこ☆すこやかプラン」に掲げた保育サービスの充実と保育定員の確保を図ります。
- 2) 多様な保育ニーズに応えるとともに、保育園等を地域における子育て支援拠点のひとつとし、子育て家庭への支援の充実に努めます。
- 3) 乳幼児期の教育・保育の質の確保・向上に努めます。

4. 保育施策の方向性

※別紙「新旧対照表」参照

- | | |
|-------------------------|------|
| 1 保育（2・3号認定こども）の保育定員の確保 | |
| 2 保育事業の充実 | |
| 3 子育て支援の拠点 | |
| 4 保育環境の整備 | |
| 5 民間活力の導入 | |
| 6 保育士確保対策の実施 | 【新規】 |
| 7 特別な支援が必要な児童の受入れ | 【新規】 |
| 8 保育の質の確保・向上 | 【新規】 |
| 9 感染症への対応 | 【新規】 |
| 10 自然災害や交通安全対策 | 【新規】 |

5. 今後のスケジュール

- | | |
|---------|----------------------------|
| 令和2年12月 | 厚生消防常任委員会及び児童専門部会へ計画素案の報告 |
| 令和3年 1月 | パブリックコメントの実施 |
| 令和3年 3月 | 厚生消防常任委員会及び児童福祉専門部会へ計画案の報告 |

第4次恵庭市保育計画新旧対照表

資料No.2 別紙

《現行》第3次恵庭市保育計画の中間見直し

計画期間

平成28年度～令和2年度

計画の目指すもの

- 1 「えにわっこ☆すこやかプラン」に掲げた保育サービスの充実と供給体制の確保に努めます。
- 2 多様な保育ニーズに応えるとともに、保育園を地域における子育て支援拠点のひとつとして、子育て家庭の支援を図ります。
- 3 施設の老朽化等を改善するために、計画的な保育環境の整備を図ります。

保育事業の推進

- 1 恵庭市の役割
- 2 保育（2・3号認定こども）の提供体制の確保
- 3 保育事業の充実
- 4 子育て支援の拠点
- 5 保育環境の整備
- 6 民間活力の導入

- 7 保育士の研修充実
- 8 評価システムの確立
- 9 幼稚園・小学校等との連携

変更なし

第3章の「4 保育環境の整備」に記載

変 更

内容整理

内容整理

内容整理

拡 充

《改定》第4次恵庭市保育計画（素案）

計画期間

令和3年度～令和7年度

計画目標

- 1 「第2期えにわっこ☆すこやかプラン」に掲げた保育サービスの充実と保育定員の確保を図ります。
- 2 多様な保育ニーズに応えるとともに、保育園等を地域における子育て支援拠点のひとつとし、子育て家庭への支援の充実を図ります。

3 乳幼児期の教育・保育の質の確保・向上に努めます。 ※新規

保育施策の方向性

●「恵庭市の役割」については、前文の本文中に吸収し、記載。

- 1 保育（2・3号認定こども）の保育定員の確保
 - ・3歳未満児保育提供率を目標に未満児の定員拡大を図ること、保育士不足・保育の質確保のための保育士確保対策の充実にについて記載。
- 2 保育事業の充実
- 3 子育て支援の拠点
- 4 保育環境の整備
- 5 民間活力の導入
 - ・「公立保育園は当面1園（すみれ保育園）体制を維持し、今後について検討する」ことを記載。

6 保育士確保対策の実施 ※新規

・保育士不足を解消するために、「保育士等人材バンク」、「保育士現場体験セミナー」等の他に「保育士就労支援事業（補助金）」など、保育士確保対策について記載。

7 特別な支援が必要な児童の受入れ ※新規

・保育士加配に伴う人件費補助や恵庭市独自の保育所入所要件の適用を市内全園へ拡大するなど、新たな事業の取組を追加。

8 保育の質の確保・向上 ※新規

①研修の充実 ※拡充

②評価システムの確立 ※拡充

③監査・指導の実施 ※新規

・安心・安全な施設利用・適性な運営のため定期的に北海道と連携し指導監査を行うことを記載。

④幼・保・小連携の推進 ※拡充

9 感染症への対応 ※新規

・感染症に対するマニュアル作成や研修会の開催等について記載。

10 自然災害や交通安全対策 ※新規

・防災マニュアルの作成や地域との連携による訓練実施等の災害対策や散歩など園外活動における安全対策について記載。

〇えにわ障がい福祉プラン（第2期障がい児福祉計画）の策定について

1. はじめに

恵庭市の障がい児の概要について

恵庭市の人口(R2.3月末)	69,900人
うち18歳未満	10,937人(人口の15.6%)
障害者手帳所持者数(R2.3月末)	3,946人(人口の約5.6%)
うち18歳未満	266人(18歳未満の人口の約2.4%)
障がい児福祉サービス支給決定者 (R2.12.1時点)	262人
うち障害者手帳なし	137人

2. えにわ障がい福祉プランについて 資料3-1

3. 第7期 障がい者福祉計画(素案)について(障がい児分) 資料3-2

4 第2期 障がい児福祉計画(素案)について 資料3-3

5 策定の経過

- ・令和2年6月12日 恵庭市障がい者地域自立支援協議会 第1回定例会（書面開催）
- ・令和2年8月4日 令和2年度 第1回社会福祉審議会障害者福祉専門部会
- ・令和2年8月7日 令和2年度 第1回社会福祉審議会
- ・令和2年9月25日 恵庭市障がい者地域自立支援協議会 意見聴取①
- ・令和2年10月2日 令和2年度 第2回社会福祉審議会障害者福祉専門部会
- ・令和2年10月16日 恵庭市障がい者自立支援協議会 意見聴取②
- ・令和2年10月26日 恵庭市障がい者自立支援協議会 第2回定例会
- ・令和2年11月13日 恵庭市保健福祉推進会議
- ・令和2年11月17日 令和2年度 第3回社会福祉審議会障害者福祉専門部会
- 【今後の予定】
- ・令和2年12月 パブリックコメント
- ・令和3年2月 恵庭市障がい者地域自立支援協議会 第3回定例会
令和2年度 第4回社会福祉審議会障害者福祉専門部会
- ・令和3年3月 令和2年度 第2回社会福祉審議会

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化に伴い「親亡き後」を見据えた早期からの自立の促進や、災害発生など社会環境が著しく変化している中、災害時の情報伝達や支援など、障がい福祉のニーズも多様化複合化しています。また、障がい者の権利の実現や人権尊重についての取り組みも求められています。

こうした状況を踏まえ障がいのある人もない人も誰もが自立して安心して暮らせる地域社会をつくりあげていく必要があります。

障がい者をめぐる情勢として、平成 18 年 12 月に国連総会で、「障害者の権利に関する条約」いわゆる「障害者権利条約」(略称)が採択され、我国では条約の締結に先立ち、国内法制度改革を進めていくこととしました。

国内における障がい者福祉施策は、行政がサービス提供を決定する「措置制度」が長く続いてきましたが、平成 15 年の「支援費制度」の導入により、障がいのある人が自己決定に基づきサービスが利用できるようになり、大きく転換されました。また、平成 18 年には「障害者自立支援法」が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がい、と障がい種別ごとに異なっていたサービス体系が一元化されました。

平成 23 年の「障害者基本法」の改正では、法の目的規定に「共生社会の実現」が加えられました。また、平成 24 年には「障害者虐待防止法」が施行され、平成 25 年には「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等が追加されました。平成 26 年の「障害者差別解消法」の成立をもって一通りの障がい者制度の充実がなされたことから、国会において障害者権利条約の締結が承認され、同年、国連において日本の条約批准が承認されました。

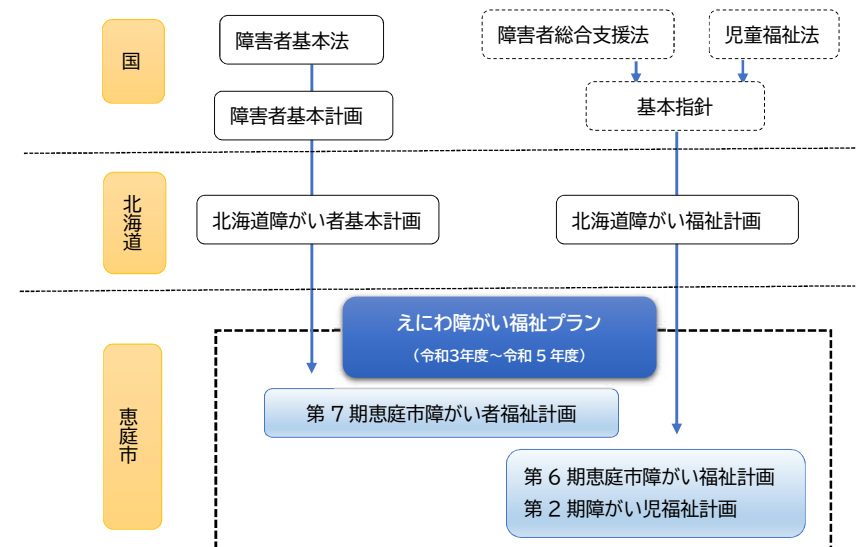
本市においては「えにわ障がい福祉プラン(平成 30 年度～令和 2 年度)」では「市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現」を基本理念に掲げ、障がい者の自己決定と自己選択を尊重し、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、サービス提供体制の確保の方策等を示してきました。

このたび、本計画の期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況、及び数値目標の達成状況等を検証し、令和 3 年度からのえにわ障がい福祉プランを策定します。

2. 計画の位置づけ

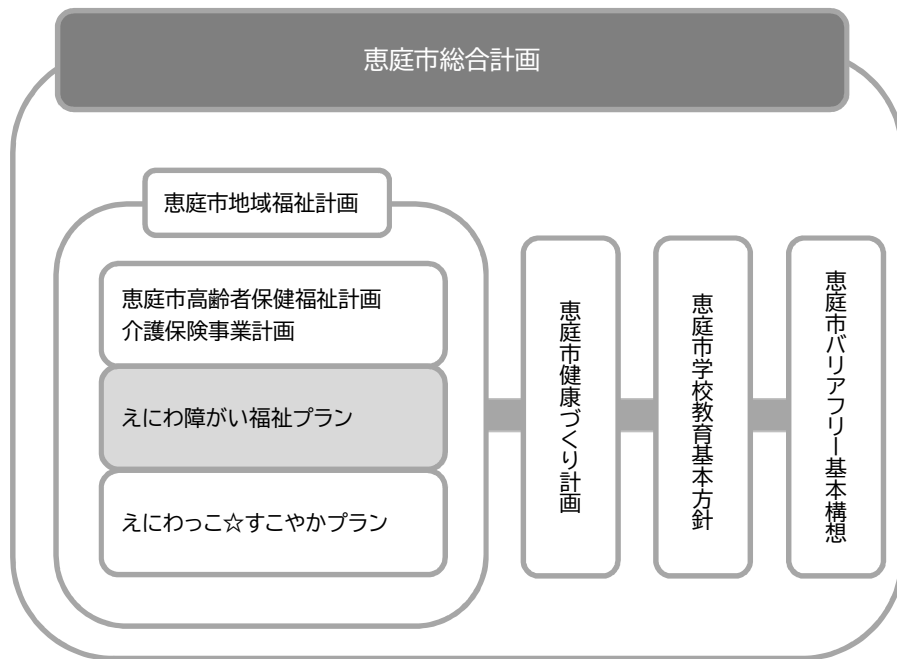
法令根拠

- 「障がい者福祉計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)」であり、障がい者施策全体の方向性を定めるものです。
- 「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(市町村障害福祉計画)」であり、障害福祉サービスをはじめ地域生活に必要なサービス等の見込量を定めるものです。
- 「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画(市町村障害児福祉計画)」としてサービス等の見込量を定めるものです。



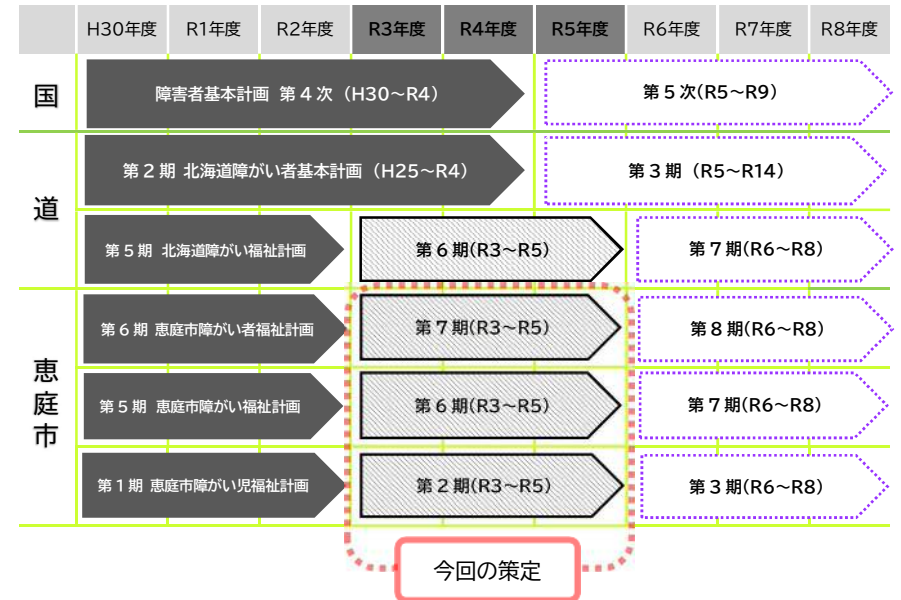
他計画との関係

- 計画の名称は「えにわ障がい福祉プラン」としています。
- 「えにわ障がい福祉プラン」は、「障がい者福祉計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定し、恵庭市総合計画の分野別個別計画として恵庭市地域福祉計画が示す理念や目標に合わせて策定します。



3. 計画の期間

計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

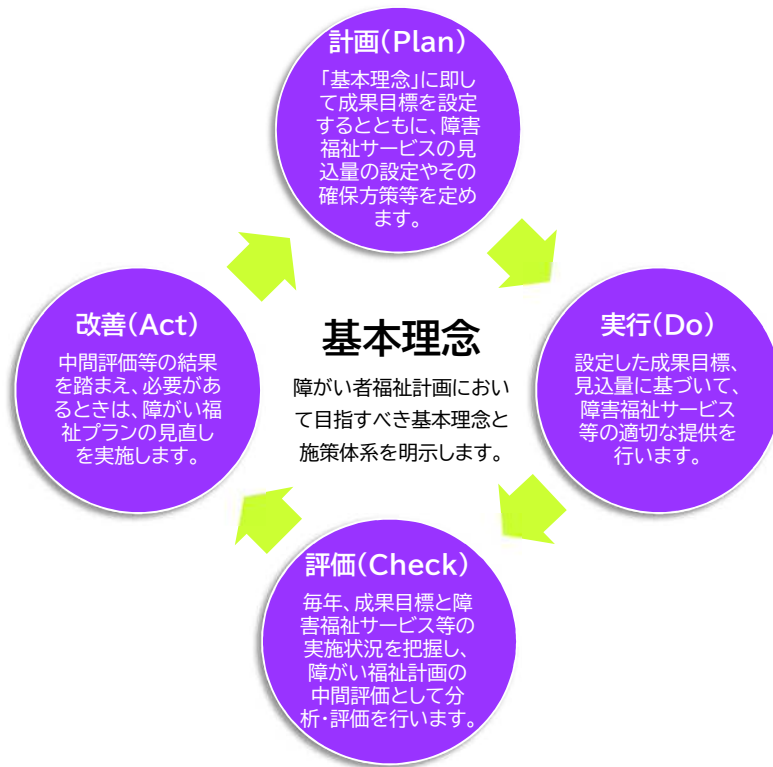


4. 計画推進のために

計画を推進するためには、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指し、可能な限り身近な場所において日常生活を営むことができる体制づくりが必要です。

地域生活に必要なサービスの見込量や提供体制に関する計画を着実に推進することにより、基本的理念の実現が可能となります。事業の推進状況については、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施状況と進捗状況を取りまとめ、恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部に報告し、PDCAサイクル(※)のプロセスに沿って計画を推進します。

PDCAサイクルのプロセス



Ⅲ | 障がい児の発達支援と教育

現状と課題

障がいや発達に心配のある子どもを早期から適切な時期に支援につなげていくため、恵庭市子ども発達支援センター等で保護者から発達や育児に関する相談に応じるとともに、母子保健事業や保育所、幼稚園、認定こども園、学校等と連携して支援する体制づくりに取り組んできました。また、学齢期においては、すべての児童・生徒が、適切な環境で教育を受けられるように、特別支援教育の環境整備や保護者のニーズに合わせた教育支援体制の整備を進めてきました。障がい者アンケート等では、障がい児に関する回答として相談対応や障がい特性に応じた支援の充実を求める割合が高く、引き続き、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない支援体制の強化が求められています。

人工呼吸器や胃ろう、導尿等の医療的ケアが必要な医療的ケア児が安心して在宅生活をおくことができるよう、医療・保健・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、必要な支援が提供できる体制整備が求められています。

○障がい者アンケート調査結果から

希望の暮らしをするために必要な支援としては「コミュニケーションについての支援」(50.5%)、「相談対応等の充実」(49.5%)が上位を占めています。

自由記述からは、医療的ケア児の把握や医療的ケア児のニーズを把握してほしいという意見が挙がっています。

○団体ヒアリング調査結果から

・保護者へのアドバイスを行ってほしい。

01 | 障がいや発達に心配のある子どもに対する支援の充実

(1)子ども発達支援体制の充実

【担当課】 子ども家庭課・保健課
子育て支援課
子ども発達支援センター

障がいや発達に心配のある子ども及びその家族が、身近な地域で安心して生活できるよう、必要なサービスや支援を提供する支援体制の充実を図ります。そのために、身近な地域で集団適応訓練や日常生活における知識や技能の習得、社会との交流などを図るための、児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の充実に努めます。また、基本相談体制の充実及び障がい児相談支援計画の質の向上に努めます。

(2)保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援の実施

【担当課】 子ども家庭課・保健課・子育て支援課・教育支援課・子ども発達支援センター

保育所や幼稚園、認定こども園、通所支援事業所、学校等との連携を図り、障がいや発達に心配のある子どもを早期から、適切な支援につながる体制を充実します。さらに、学齢期への移行や卒業時において、支援が円滑に引き継がれるよう関係機関の連携や支援体制を充実します。

(3)地域社会への参加・包容の推進

【担当課】 子ども家庭課・子育て支援課
子ども発達支援センター

障がいのある子どもが他の子どもと生活することにより、社会性や自主性の発達を促し、ともに成長していけるよう、保育所や幼稚園、認定こども園、放課後学童クラブにおける障がい児の受け入れ体制の整備に努め、地域社会への参加・包容の推進を図ります。

02 | 特別な支援が必要な障がい児に対する支援

(1)医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援の充実

【担当課】 子ども家庭課・障がい福祉課
子育て支援課・教育支援課
保健課・子ども発達支援センター

医療的ケアが必要な在宅の重度心身障がい児(者)が、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、必要な支援やサービスが提供できる支援体制の整備に取り組みます。

03 | 教育活動等の充実

(1)相談体制の充実

【担当課】 子ども家庭課・教育支援課

すべての児童・生徒が、適切な環境で教育を受けられるように、特別支援教育の環境整備に努めるとともに、保護者のニーズに合わせた教育相談体制を充実します。

(2)特性に応じた指導や支援体制の構築

【担当課】 子ども家庭課・教育支援課

特別支援教育の対象となる児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒の特性に応じた指導や支援体制の構築に取り組めます。

第5章 第2期恵庭市障がい児福祉計画

1. はじめに

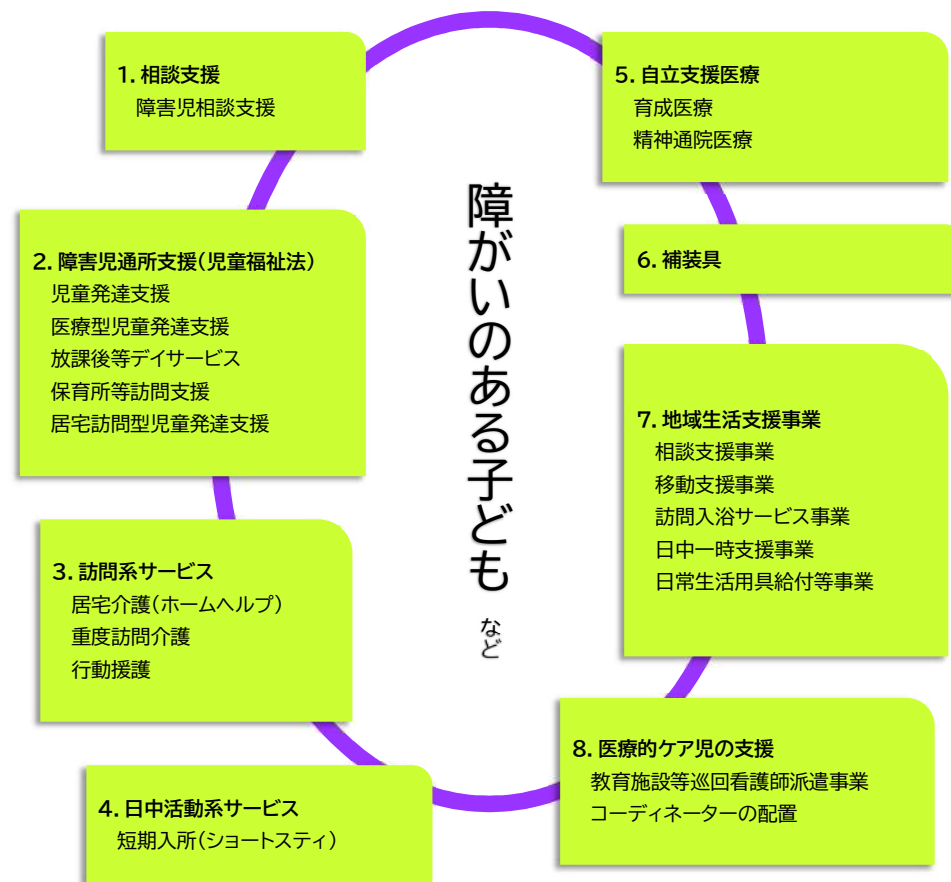
障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20規定に基づき、国が示す基本指針に沿って、「第2期恵庭市障がい児福祉計画」を策定します。

第7期恵庭市障がい者福祉計画の理念を実現するために、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業に関して、どのように実施していくかを明らかにして、障がい児支援サービス等の各年度における見込量やサービス提供体制の確保方策等を示します。

2. 障がい児支援サービス体系

障がいのある児童に対する支援サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障がい福祉サービスを表します。これらのサービスは発達が必要な児童や障がいのある児童の療育や生活を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付を行う「自立支援給付」と児童福祉法に基づく「障害児通所給付」、市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」から構成されています。

■障がい児支援サービス体系■



資料 3-3

第 5 章 第 2 期 恵庭市障がい児福祉計画

3. 提供体制の整備

(1) 児童発達支援センター

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常生活における基本動作の指導や、自活に必要な知識・技能や集団生活の適応のための訓練を行います。児童発達支援と地域支援（保育所等訪問支援・障害児相談支援）、市内事業者への指導・助言などを行います。

●国の基本指針等

基本指針では、令和 5 年度末までに少なくとも児童発達支援センターを 1 カ所以上設置することを目標としています。

●恵庭市

北海道の方針を踏まえ、恵庭市子ども発達支援センターを児童発達支援センターと同等の機能を有する施設として、北海道より児童福祉法の児童発達支援に加え障害児相談支援等の指定を受けるとともに、人材育成や住民啓発等の地域支援を行う地域の中核施設として位置づけられる「市町村中核子ども発達支援センター」の認定を受け、平成 31 年 4 月より事業を開始しています。

本市としては、市町村中核子ども発達支援センターである恵庭市子ども発達支援センターにおいて継続実施することとします。

項 目	目 標
児童発達支援センター	市町村中核子ども発達支援センター継続実施(実施1事業所)

資料 3-3

第 5 章 第 2 期 恵庭市障がい児福祉計画

(2) 保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を、発達が心配な児童や障がい児本人とスタッフに行います。

●国の基本指針等

基本指針では、令和 5 年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を目標としています。

●恵庭市

本市においては、市町村中核子ども発達支援センターである恵庭市子ども発達支援センターにおいて、継続実施することとします。

項 目	目 標
保育所等訪問支援	継続実施(実施1事業所)

(3) 重症心身障がい児の支援

重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの通所支援サービスを行います。

●国の基本指針等

基本指針では、令和 5 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 カ所確保することを目標としています。

●恵庭市

本市においては、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 1 カ所にて継続して実施します。

項 目	目 標
重症心身障がい児の支援	継続実施(実施1事業所)

資料 3-3

第 5 章 第2期恵庭市障がい児福祉計画

(4)医療的ケア児支援の協議体制づくり

●国の基本指針等

基本指針では、令和 5 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標としています。

●恵庭市

平成 30 年に医療的ケア児の協議の場として、恵庭市医療的ケア児支援協議会 通称「イーえむネット」を設置しました。本市においては「イーえむネット」を継続して設置します。

また、医療的ケア児に対する支援については、関係機関等と調整し、個々の発達段階に応じた支援を提供するためにコーディネーターを配置します。

項 目	目 標
医療的ケア児支援の協議の場	継続して設置
コーディネーターの配置	令和5年度末までに配置

資料 3-3

第 5 章 第2期恵庭市障がい児福祉計画

4 障がい児福祉サービス等の実施状況及び見込量

計画期間における障害福祉サービス等の利用実績を分析し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の事業区分ごとの必要な見込量を定めます。

(1)相談支援

障害児相談支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が障害児通所支援等を利用する時に、心身の状況や環境、保護者の意向等を考慮し「障害児支援利用計画」を作成し、通所支援開始後は一定期間ごとに利用計画が適切かモニタリングを行い見直し等の援助を実施します。

主な利用者／障害児通所支援を利用するすべての児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
実利用者数(人)	239	275	290	319	352	388

(2)障害児通所支援

児童発達支援

通所施設において、児童への日常生活における基本的動作の指導や知識・技能、集団生活への適応のための訓練等を行います。

主な利用者／発達が心配な就学前の児童、障がいのある就学前の児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	106	129	134	151	169	190
利用量(人日/月)	428	512	531	591	659	734

資料 3-3

第 5 章 第2期恵庭市障がい児福祉計画

医療型児童発達支援

通所施設において児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練及び医療機関と連携した治療を行います。

主な利用者／肢体や体幹機能の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	0	0	0	1	2	2
利用量(人日/月)	0	0	0	2	4	4

放課後等デイサービス

通所施設において放課後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう必要な支援を行います。

主な利用者／就学している障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	130	146	156	171	187	205
利用量(人日/月)	1,327	1,436	1,512	1,614	1,723	1,839

保育所等訪問支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常通っている保育所等を専門職員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やスタッフへの助言などを行います。

主な利用者／集団生活を行う施設(保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など)に通う発達が心配な児童、障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	3	6	10	10	10	11
利用量(人日/月)	3	4	6	6	6	8

資料 3-3

第 5 章 第2期恵庭市障がい児福祉計画

居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

主な利用者／重症心身障がい児など重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

年度	実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
利用者数(人)	-	-	1	1	1	1
利用量(人日/月)	-	-	2	2	2	2

(3)訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理、掃除等の家事援助、並びに生活等に関する相談及び助言を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上に相当する障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
利用者数(人)	7	6	6	6	5	5
利用時間数(時間/月)	58	46	41	41	38	38

資料 3-3

第 5 章 第2期恵庭市障がい児福祉計画

重度訪問介護

重度の肢体不自由児、又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする児童に対し、居宅で身体介護や生活援助、及び移動中の介護を総合的にを行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分4」以上に相当し、下記のいずれかに該当する障がいのある児童

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている児童
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	2	0	1	1	1	1
利用時間数(時間/月)	33	0	14	14	14	14

行動援護

行動上の困難があり常時介護が必要な場合に、危険を回避するための必要な援護、外出介護を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分3」以上に相当する知的障がい又は精神障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
利用者数(人)	0	0	0	0	0	1
利用時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	12

資料 3-3

第 5 章 第2期恵庭市障がい児福祉計画

(4)日中活動系サービス

短期入所(ショートステイ)

家族などの介護者の理由(疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等)により、施設に短期間、入所することができます。

主な利用者／在宅で障害児短期入所「区分1」以上に相当する障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	13	17	15	18	20	24
利用量(人日/月)	37	31	24	30	32	36

(5)自立支援医療 (見込量等は設定しません)

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

主な利用者／障がいのある児童(原則として、障害支援区分が一定以上である人)

区 分	対 象 者
育成医療	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満)
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人

(6)補装具 (見込量等は設定しません)

補装具

障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完・代替する用具費を支給します。

主な利用者／補装具を必要とする障がいのある児童

資料 3-3

第 5 章 第2期恵庭市障がい児福祉計画

(7)地域生活支援事業

移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある児童が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、(ガイド)ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

主な利用者／屋外での移動に困難がある障がいのある児童(身体障がい、知的障がい、精神障がいがあり、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括等支援の支給決定を受けていない児童)

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
実利用者数(人/年)	10	9	7	7	7	7
延べ利用時間数 (時間/年)	979	987	979	979	979	979

訪問入浴サービス事業

看護師及びヘルパーが乗車した入浴車が対象者の世帯を訪問し、入浴介護サービスを行います。

主な利用者／自宅での入浴介助や、デイサービスセンターでの入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1

資料 3-3

第 5 章 第2期恵庭市障がい児福祉計画

日中一時支援事業

障害者支援施設等において障がいのある児童の日中における活動の場を確保し、障がいのある児童の家族の就労支援及び障がいのある児童等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な、市内に居住する在宅の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
実利用者数(人)	6	11	12	13	13	14

日中一時支援事業(重度心身入浴型)

日中一時支援事業として、特殊浴槽及び寝台車両等の設備を有する事業所により入浴サービス等を提供し、家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／自宅での入浴が困難な重度身体障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
実利用者数(人)	6	6	6	6	6	6

日常生活具給付等事業(見込量等は第6期障がい福祉計画に含む)

重度障がいのある児童に対し、日常生活用具を給付又は貸与します。

主な利用者／原則として、在宅の身体障がいのある児童・知的障がいのある児童・難病患者等であって、当該用具を必要と認められる児童

資料 3-3

(8)医療的ケア児の支援

教育施設等巡回看護師派遣事業

教育施設等(保育所、幼稚園、認定こども園、学童クラブ、小学校、中学校)において巡回する看護師による医療的ケアを行います。

主な利用者／教育施設等において医療的ケアが必要な児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
実利用者数(人)	3	5	6	6	6	7

コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援について関係機関等と調整し、個々の発達段階に応じた支援を提供するためにコーディネーターを配置します。

主な利用者／医療的ケアが必要な児童

年度	見込量		
	R3	R4	R5
コーディネーターの配置人数(人)	1	1	2

資料 3-3

5. 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて

障害福祉サービス及び障害児通所支援の各種サービスなど、必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズの把握に努めます。

また、障がい者地域自立支援協議会や医療的ケア児支援協議会などのネットワーク機能を活用し、情報交換等を行うことで、各サービスの円滑な実施に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がい児の実情に合わせた事業実施に努めます。

学童クラブ保護者負担金について（案）

1. 学童クラブ保護者負担金について

学童クラブは平成27年度から保護者負担金制度を導入し、現在は、月額 4,500 円、土曜利用 1 回 380 円で実施しています。社会・経済状況の変化や近隣市町村の動向等を勘案し、3年ごとの負担金額見直しを基本としていることから、本年度においては、令和3年度から令和5年度までの3年間の負担金について検討を行いました。

2 学童クラブ保護者負担金の試算について

学童クラブの負担割合について、国の方針では保護者 3/6、国 1/6、道 1/6、市 1/6 となっていますが、恵庭市の方針では保護者負担の一部を市が負担することとし、保護者 2/6、国 1/6、道 1/6、市 2/6 としているところです。

この割合で試算をした結果は、次のとおりとなりました。

(1) 月額負担金

令和2年度試算：5,800 円/月（決算ベース）

令和3年度試算：5,800 円/月（決算見込みベース）

(2) 土曜利用（1 回当たり）

令和2年度試算：370 円/回（決算ベース）

令和3年度試算：380 円/回（決算見込みベース）

3 近隣の状況について

近隣の状況は、次のとおりとなっています。

	恵庭市	江別市	千歳市	石狩市	北広島市
負担金額	4,500 円/月	4,500 円/月	1,650 円/月 ～8,150 円/月	3,500 円/月	4,500 円/月
土曜利用	380 円/回	月額負担金 に含む	月額負担金 に含む	月額負担金 に含む	月額負担金 に含む
おやつ代	保護者会費対応 1,500 円/月 ～2,000 円/月 程度	直営：おやつなし 委託：別途徴収	月額負担金 に含む	おやつ支給の場合 は、別途徴収 (委託先の判断によ る)	月額負担金 に含む

4 今後の方向性について

試算の結果及びコロナ禍における社会情勢や近隣の状況を勘案し、今後の方向性については、次のとおりとします。

(1) 令和3年度～令和5年度の学童クラブ保護者負担金については、現行の金額を据置きとします。

(2) 次回の学童クラブ保護者負担金の見直しは、3年後の令和5年度とします。

(対象年度：令和6年度～令和8年度)

松恵子どもクラブ運営方針の見直しについて（案）

1. これまでの経緯と今後の運営方針の方向性について

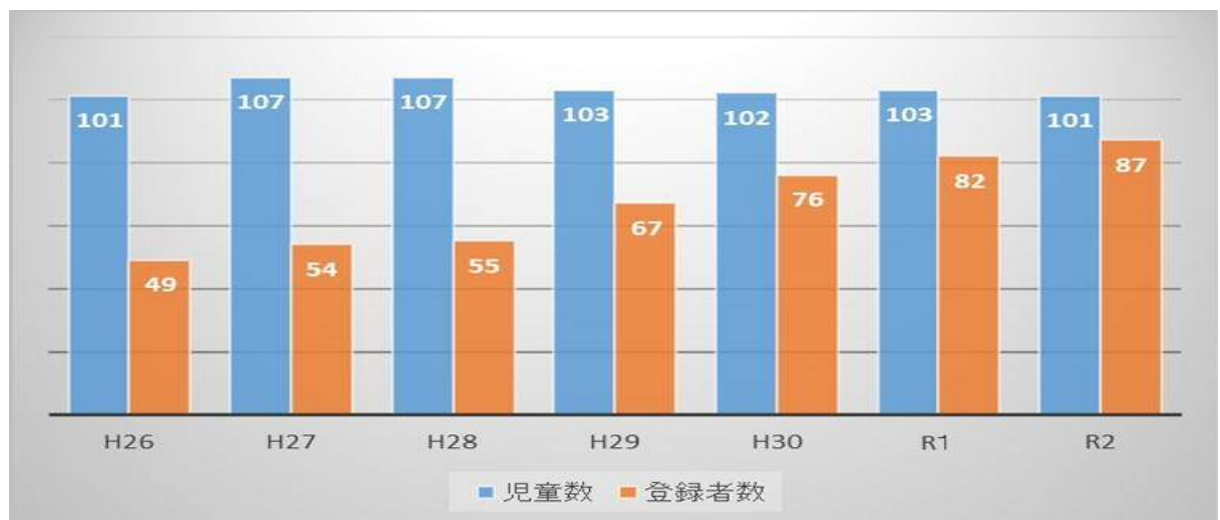
松恵子どもクラブは、「学童クラブ機能」と「子どもひろば機能」を併せもった子どもの居場所として開設し、保護者の就労に関係なく児童の受入れを実施しています。

市内の学童クラブは、平成27年度から、児童福祉法の改正により、厚生労働省で定める基準を踏まえ、保護者負担金制度を開始していますが、松恵子どもクラブは、「保護者が就労等により日中いない家庭を対象」としている学童クラブの要件に合わないことから負担金制度導入は見送りとしました。

これまでの間、松恵子どもクラブでは、利用児童の増加に合わせて、学童クラブに準じた運営を行うとともに、資格を有する指導員を増員し、松恵小学校に通う児童の安全で安心な居場所として設置してきました。

しかし、学童クラブに準じた運営・人員配置を行うことにより、多くの経費が必要となってきたことから、国・道からの交付金を活用するとともに、他地区の学童クラブ利用者と同様に費用の一部を負担していただく「負担金制度の導入」及び「学童クラブ機能の明確化」について見直しを行います。

（１）松恵小学校児童数と登録者数の推移



（２）松恵子どもクラブに係る費用の推移

（円）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
支 出 額	5,491,484	8,056,226	7,926,050	8,384,140	8,125,106	9,459,820

2. 運営方針の主な変更点について

- ① 松恵小学校の「市内全域から通学可能な特認校」という特性から、学童クラブの基準に基づき、保護者の就労を要件とする「学童クラブ」と、保護者の就労を要件としない「子どもひろば」の両方の機能を有する「松恵子どもクラブ」として設置します。
- ② 就労する保護者のニーズに応えるため、開設時間を18時半まで延長し、土曜日の開設を実施します。
- ③ 市内の学童クラブ利用者との公平性の確保および安定的な事業の運用のため、松恵子どもクラブの運営に負担金制度を導入します。
- ④ 学童クラブとして設置することにより、国の交付金を活用することができ、保護者負担額の軽減を図ります。
- ⑤ 世帯収入や多子世帯に応じた保護者負担金の減免制度や、短時間利用に係る保護者負担金制度を導入します。

3. 運営方針見直しの開始時期

令和3年4月

4. 運営方針の見直しに係る課題について

松恵小学校の通学方法は、保護者の送迎を要件としていることから、これまでの「松恵子どもクラブ」では、保護者が迎えに来るまでの待合場的な短時間の利用者も少なくないため、保護者負担額については、通常利用料の他、短時間利用料の設定についての検討を早急に行います。

恵庭市子どもの生活・学習支援事業の拡充について

1. 恵庭市子どもの生活・学習支援事業の現状について

生活上の様々な困難を抱える子どもたちが、地域とつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、基本的な生活習慣の習得や学習支援、食事の提供などを行う地域の居場所として、NPO法人への委託方式により平成29年度より恵庭・柏・若草小学校区の3か所で実施。令和元年度には恵み野地区1か所を開設し、現在4か所で実施しています。

学習支援については、学習習慣の習得を目指し事業を開始しましたが、支援を継続する中で、特に高校進学に向けた学習支援の必要性を感じた2か所の委託事業所が、中学生を対象として事業内容を独自に拡充し支援にあたっています。

また、市内では、1か所のNPO法人が委託事業によらず独自の「子ども食堂」を開設して子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

2. 学習支援に係る経費について

学習支援事業の拡充を行った2か所の委託事業所では、当該事業のニーズが高く利用者が増加したことから、現行委託料の中での工夫のほか、利用者からの負担金徴収やNPO法人会計からの補填等により事業に係る経費を捻出しています。

3. 事業の拡充について

本年10月、生活に困難を抱える児童への支援を行う本事業の主旨に賛同いただいた、企業（本社／大阪市）より、今年度の「子どもの生活・学習支援事業」への使途を希望する200万円の寄付があったことから、寄付者の意向を反映した新たな補助制度を拡充します。

① 中学生の学習支援への補助

中学生の学習支援を行う2事業者に対し、50万円を限度とする補助事業を実施します。

② NPO法人が実施する子ども食堂への補助

市内でNPO法人が独自に実施する子ども食堂1か所に対し、10万円を限度とする補助事業を実施します。

4. 今後の方向性について

「子どもの生活・学習支援事業」の開始から3年間を経た事業実施状況について検証を実施し、中学生への学習支援や子ども食堂の補助について、継続実施を視野に入れた検討を行います。

